静岡県告示第595号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定(昭和39年静岡県告示第204号)の一部を次のように改正する。

平成29年7月28日

静岡県知事 川勝平太

2の(1)のアの表株式会社静岡銀行本店の項所属の公金収納代表店及び公金収納店の欄中

「静岡信用金庫本店

「静岡信用金庫本店」を

静岡信用金庫しずしんインターネット支店」

に改める。

2の③のエの表三島信用金庫原町支店の項所在地の欄中「146番地の3」を「195番地の6」に改め、同表 静岡信用金庫本店の項の次に次のように加える。

静岡信用金庫しずしん	静岡市葵区相生町1番	
インターネット支店	1号	

附則

この告示は、公示の日から施行する。ただし、2の③のエの表三島信用金庫原町支店の項の改正規定は、 平成29年8月21日から施行する。